

平成25年9月30日（月）から

今帰仁村景観計画・景観条例が施行されます！！

今帰仁村の豊かで美しい自然景観、歴史・文化的景観など、魅力ある景観をいつまでも守り、育て、未来に継承するため、平成25年9月30日から景観法に基づく今帰仁村景観条例と景観計画を施行します。

■景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

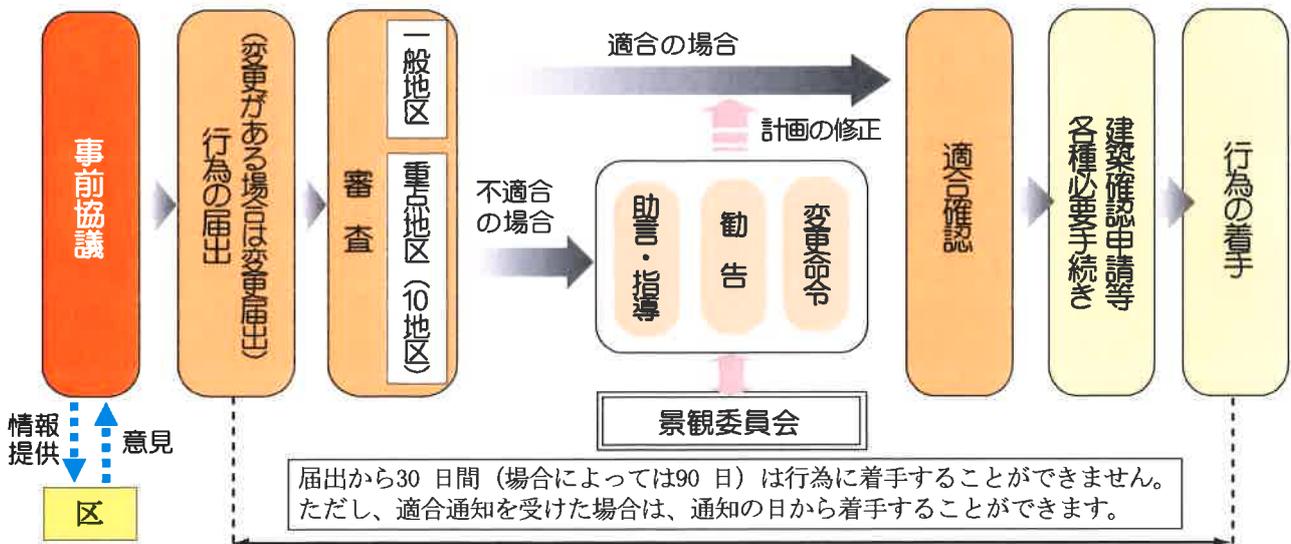
今後、今帰仁村の良好な景観を守り、育て、伝えていくためには、村、村民、事業者等が一体となって景観づくりに取り組む必要があります。

今帰仁村における良好な景観の形成に関する方針を右記の通り掲げます。

■景観計画・景観条例の手続きの流れ

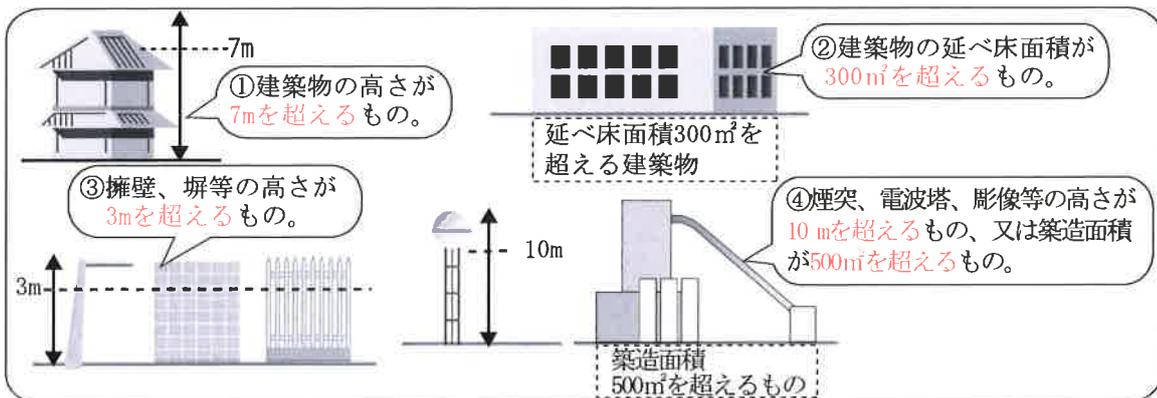


一定規模以上の建築物や工作物建設の際には、あらかじめ村（建設課）に届出が必要となります。



■景観計画・景観条例の手続きの流れ

景観法及び景観条例に基づき、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される行為を届出の対象とします。



届出の対象となります

今帰仁村の景観計画は、建設課の窓口若しくは下記のURLよりご覧になれます。

<http://www.nakijin.jp/nakijin.nsf/doc/25?OpenDocument>

詳しくは今帰仁村建設課へお問い合わせください。 Tel : 0980-56-2255